



「作業場の木くずを自社の敷地内で燃やしていたら、保健所と警察から叱られ、廃棄物処理法違反で20~30万円の罰金がくるらしい」「車だけでなく船舶も使って産廃の収集運搬をしたいと

保健所に相談したら、書類が大変なので専門に頼んだら…とお宅の名前が出た」と最近、産廃処理業の許可についての相談が相次ぎました。産廃に関しては最終処分場の確保

「4月から電子入札の本格運用が始まるというので、娘にコンピューターの設定をしてもらったけど、操作を覚えられるか不安…」と塗装業のAさんがため息をつきました。県は1年間の試行運用を経て、いよいよ19年度から紙入札を

原則廃止します。時期を同じくして国はすべての市町村に一般競争入札の導入を求める方針を固めました。「談合の温床」指名競争入札は減らす方向で、地方の中小業者の経営悪化については、技術

が段々難しくなる中で、不法投棄等の問題も深刻になっています。保健所や警察が目を光らせる背景にはこうした事情があります。

この許可には①通常の産廃②医療廃棄物等の特別管理産廃の2つの処理業があり③新規と④5年毎の更新で別々の資

格(正確には受講終了者)が代表者が常勤の役員に求められます。この講習会は(財)日本産廃処理振興センター(<http://www.jwnet.or.jp>)が実施しており、4月から新年度の全受付開始!



力等を加味する「総合評加方式」の簡易版を導入する等で価格競争の激化に対応するとのことです。こうなると発注側の行政も紙入札では対応できません。市町村も県に右習えて①

4月から本運用が大分・別府・臼杵・津久見②19年度

中に試行運用→本運用が日田・中津・佐伯・豊後高田・豊後大野・日出③20年度に本運用が宇佐・国東…等です。対応

でお困りの方は当事務所まで



市外から当事務所への電話は、3分11.34円のIP電話=050-3626-3645へ!